

仕様書（ひな形）

- 採択後には、以下のような仕様書に基づいて実証設計、実証事業、定量化フォローアップ事業を実施していただきます。
- 以下の実施内容は、あくまでも項目の提示となりますので、委託業務実施計画書に記載する事項は、提案書の内容を正確に取り入れるとともに、本事業の実施内容のみならず実施方法も含めた具体的な内容としてください。

仕様書

〇〇〇〇部

1. 件名

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）／～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国名称を記載）（以下「実証設計」という。）

2. 目的

～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国名称を記載）に関する、実施計画の策定、設備・システムの基本設計、普及戦略の策定、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）の方法論や温室効果ガス排出削減効果・削減量の定量化試算等について調査を実施し、実証事業の具体的な実施体制や実証事業終了後の低炭素技術・システムの普及可能性等を検討する。

3. 対象国

JCM パートナー国である〇〇〇〇（対象国名称を記載）

4. 実証設計の内容

以下の内容に従って委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、それに基づき実証設計を実施する。

（1）実証計画・事業計画の詳細調査

実証事業の計画（以下「実証計画」という。）及び委託事業終了後の事業計画（以下「事業計画」という。）作成のため、〇〇〇〇（対象国名称を記載）における実証技術・システムに関する政策・NDC（国が決定する貢献：Nationally Determined Contribution）・制度・規制動向及びニーズ・市場動向・競合状況等について詳細に調査し、実証設計の提案書に記載した実証計画及び実証事業終了後の事業計画に反映する。

（2）実証計画の精緻化

以下の項目を実証技術・システムの技術課題を解決し普及させるという観点から検討し、実証計画を精緻化する。

- ① 実証事業の範囲
- ② 実証サイト候補の検討・決定
- ③ 実証スケジュール（JCM のプロジェクトサイクルを含む）

- ④ 相手国企業との業務分担（別紙2参照）に関する基本合意^{*1)}
- ⑤ 相手国企業と締結する、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が別途指示する実証事業の遂行に必要な項目を含めた契約文書（仮に「PA（Project Agreement）」という。）の原案作成・基本合意^{*2)}
- ⑥ NEDOと相手国政府機関との合意文書（仮に「MOU（Memorandum of Understanding）」という。）の締結先候補^{*3)}、及び実証事業を円滑に実施するためにMOUに盛り込むべき内容についての提案
- ⑦ 導入する設備・システム（実証事業委託契約約款に定める取得財産）の実証事業終了後の活用方法（含む維持管理等費用、負担者）の検討（委託事業者が設備・システムをNEDOから譲り受け^{*4)}ずに活用する方法を提案する場合には、i）委託事業者が譲り受ける場合に比較して普及等において優位であること、ii）委託事業者が提案する譲渡先が別途NEDOの提示する条件を満たすことを示すこと）

*1)：事業化評価時に、相手国企業が実証事業に参加することに合意していることを示す文書等が必要となることに留意。

*2)：相手国企業と委託事業者が協議する際には、事業化評価の仕組みを説明し、実証設計の採択時点では実証事業への移行は担保されていないことについて相手側の理解を得ること。また、MOUと整合を取るために、修正可能な段階でPA原案をNEDOと共有すること。

*3)：所管が複数組織に跨る場合は、それらを比較検討したうえで、最適だと考える機関を理由とともに提示すること。

*4)：実証事業委託契約約款では、「委託業務の完了後又は委託期間終了後にNEDOが提示する譲渡価格をもってNEDOが委託事業者に譲渡し、委託事業者はこれを譲り受けるものとする」と原則が規定され、更に例外として「有償譲渡に適さない取得資産がある場合は、確認書に処分方法及び理由を記載して、NEDOに提出することができる」「委託事業者以外の者が譲り受けることに理由がある場合は、確認書に以下の内容（以下省略）」と規定されている。

（3）実証事業の実施に必要な手続き等の詳細調査及び対応

実証事業の実施で必要となる手続き等について、以下の詳細調査を行う。

- ① 許認可の種類と取得方法
- ② 適合が必要な標準・規格や認証制度
- ③ 輸送・通関手続き
- ④ 安全保障輸出管理（日本の外国為替及び外国貿易法）
- ⑤ 課される可能性がある税（取引税、資産税、所得税、等）、申告・納付の手続
- ⑥ 実証事業に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保

- ⑦実証事業を所管する官庁の特定と協力の取付け
- ⑧Project Idea Note (PIN) の提出を含めた JCM のプロジェクトサイクルの必要な手続き
- ⑨その他、必要とされる事項

(4) 実証事業の実施において、実施国で課税対象となる税及び必要な手続き等の詳細調査

実証事業の実施国で実証事業の実施により委託事業者及び NEDO が課税義務を負う可能性がある税目、当該税目に関する手続き等について、以下の詳細調査を行う。この詳細調査は、実施国の税制に通じた税務コンサルタントに調査を依頼し、当該税務コンサルタントによる報告書（日本語または英語）を NEDO に提出する。その際には、NEDO の法人形態や事業の取引形態を考慮するものとする（NEDO が別途提示する「NEDO 国際実証事業（委託）に係る税務コンサルタント相談時のガイダンス」を参照）。

- 1) 恒久的施設（PE: Permanent Establishment）への該当/非該当
- 2) 課税の可能性のある税目（法人税、関税、付加価値税、資産譲渡税、固定資産税、源泉徴収税等）及び税率（各税目の根拠税法を明記）
- 3) 課税対象者（輸入者、事業者、NEDO 等）及び申告方式（申告納税方式もしくは賦課課税方式）
- 4) 申告時期
- 5) NEDO 概算払を受領する予定がある場合、概算払いに関する課税の可能性（源泉徴収税、付加価値税等）
- 6) 既存制度（投資優遇税制など）活用の可能性
- 7) 特別措置（減税・免税・還付等）適用の可能性
- 8) 相手国側による税負担の可能性
- 9) 上記の他、実施国特有の税務論点があれば、適宜調査対象とする

(5) 実証設備・システムの基本設計

実証事業で導入する設備・システムについて以下の項目を検討し、基本設計として取りまとめる。

- ① 設備・システムの仕様
- ② 実証事業に必要な費用

(6) 実証技術・システムの普及可能性の検討

普及拡大のための事業戦略及び事業の収益性に関する実証設計の提案書の記述を最新状況に更新する。

- ① 事業戦略（市場分析・競合分析・事業体制・リスク分析・資金調達）
- ② 事業の収益性（売上額・営業利益額・投資採算性）

（７） 温室効果ガス排出削減量の定量化方法の検討

JCM のプロジェクトサイクルにおいて、実証事業のモニタリング期間^{*1)}及び実証事業終了後の普及展開期間^{*2)}における実証技術・システムによる温室効果ガス排出削減量を定量化するために以下を検討する。

なお、日本国と相手国の合同委員会等において整備されている各種規則、ガイドライン類等が実証事業の期間に策定・変更された場合には、NEDO の指示に従うこと。

- ① 実証事業を実施することで達成される温室効果ガス排出削減量・削減効果と MRV^{*3)}の手法の確認及び評価
- ② JCM ガイドライン等に基づいた温室効果ガス排出削減量の算出方法の検討と、それを踏まえた方法論（JCM 方法論）ドラフトの作成
- ③ 実証事業におけるモニタリング計画（原則１年間以上）の検討・作成
- ④ 作成した方法論及び事業概要の日本国と相手国の合同委員会事務局への説明及び質疑対応

*1)：現状（Business as Usual、BaU）の排出量ではなく、純削減を担保するために保守的に求めたリファレンス排出量と実証事業を実施することで得られるプロジェクト排出量との差から排出削減量を算出すること。

*2)：BaU 排出量とプロジェクト排出量の差を用いることも可とする。

*3)：MRV：測定（Measurement）、報告（Reporting）、検証（Verification）

（８） 温室効果ガス排出削減効果・削減量の定量化試算

（６）で作成した JCM 方法論ドラフトに基づき、実証事業が温暖化緩和策として有効であることを定量的に示す。

- ① 評価パラメータの設定
- ② 実証事業のモニタリング期間におけるクレジット発行量の試算
- ③ 実証事業終了後の普及展開期間における温室効果ガス排出削減効果の試算

（９） リスクマネジメント

実証設計の提案時に作成した「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」に基づくリスク管理シートの記載内容をより具体的なものにしていき、NEDO に事業の進捗状況を報告する際に提出する。また、必要に応じてリスク管理シートに記載された対応計画を実行する。

5. 調査期間

調査期間は、NEDO が指定する日から原則 1 年以内とする。ただし、調査開始後、不可避な事情が起きた場合で NEDO が認めた場合は調査期間を延長することがある。

6. 予算額

1 件当たり原則 55 百万円以内（税込）

7. 中間調査報告書・調査報告書

（1）中間調査報告書

提出期限：2027 年 3 月末日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文中間調査報告書及び要約書電子ファイル（PDF ファイル形式）
② 英文要約書（テキストファイル形式）

（2）調査報告書

提出期限：委託契約期間終了日（原則として提出期限 1 か月前にドラフト版を提出すること。）

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文要約書（テキストファイル形式）
② 英文要約書（テキストファイル形式：①の英訳版）
③ 和文調査報告書本文（PDF ファイル形式）（*）
④ 和文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式）
⑤ 英文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式：④の英訳版）
（*）相手国政府機関に成果を説明するため、必要に応じて調査報告書の英訳版を作成する。日本語の調査報告書の全訳である必要はなく、別途、NEDO が指示する。

（3）調査報告書等作成に当たっての注意点

- ① 引用情報等については出典を明記するとともに、入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せて URL を明記すること。
- ② 報告書には、可能な限り客観的・定量的なデータによる裏付けも含めて記載すること。
- ③ 聞き取り調査及び現地調査については、日時、場所、調査対象者（氏名、役職名）、調査結果の詳細を含めて記載すること。
- ④ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルにて提出）。

- ⑤ 本調査を通じて入手したデータその他の原本について、NEDO から提出の依頼があった場合は提出すること。
- ⑥ 報告形式の詳細は NEDO ホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」(<https://www.nedo.go.jp/content/100945227.pdf>) を参照のこと。
- ⑦ 報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断される場合には、委託事業者からの申し出に基づき委託事業者と NEDO との協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。ただし、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託事業者と NEDO との協議により指定された秘匿すべき情報については、報告書とは別にこれに関する資料を PDF ファイルにて提出すること。
- ④ 調査報告書は、成果物として提出する前に、原則 1 か月前までに NEDO へドラフト版を提出すること。

（４）事業化評価資料の作成等

委託事業者が作成する事業化評価及び経済性評価に関する資料（以下、「実証事業移行提案書」という。）並びに調査報告書をもとに事業化評価が行われ、事業化評価により実証事業への移行が妥当であると判断された場合、原則として NEDO は相手国政府機関との間で MOU を、委託事業者は相手国企業との間で PA をそれぞれ締結し、実証事業に移行する（実証事業の実施体制は別紙 1 参照）。

事業化評価に際しては、（１）及び（２）で示す報告書に加え、実証事業移行提案書を取りまとめ、リスク管理シートとともに NEDO に提示すること。なお、実証事業移行提案書には、PA の締結予定日を含め、実証スケジュールを記載すること。

事業化評価の結果、実証事業への移行が妥当と判断された場合、委託事業者は、NEDO と相談の上速やかに PA を締結すること。事業化評価の時点で確認した PA の締結予定日から遅延する場合には、以下の措置を取る。

① 6 か月以上遅れる場合：

必要な許認可取得や事業環境等、実証事業実施の前提となる条件に変更がないかリスク管理シートを総点検しその結果を NEDO に報告する。実証事業の中止に繋がり得るリスクが大きいことが判明した時は、実証事業を実施することの是非を NEDO と協議すること。

② 1 年以上遅れる場合：

①を実施した後も締結されず、さらに 6 か月遅れる場合は、リスク管理シートを総点検し、実証事業を実施することの是非を NEDO と協議の上、再度、事業化評価を行う。

なお、取りまとめるべき資料の内容及び様式については、別途 NEDO が提示する。

8. 調査実施方法

- ① 対象国の選定については、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除く。ただし、事業の開始後にレベル2以上に引き上げられた場合で、レベル1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合がある。
- ② 文献やインターネット等を用いた調査に加え、複数回の現地関係者へのヒアリング、ディスカッション、現地調査等により実施すること。
- ③ 実施に当たっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDOの指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について、定期的（月1回程度を基準とするが、NEDO担当者との間で実施状況に応じて決定）にNEDOへの報告、打ち合わせを行うこと。NEDOへの報告資料については、原則として日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、すみやかに打ち合わせ議事録を作成し、提出すること。
- ④ 現地調査の際は、現地の安全情報を確実に確認の上、事前に出張対処方針を作成しNEDOと十分協議すること。なお、外務省の海外安全情報でレベル2以上に指定された場合には、原則として出張を中止する。出張後、すみやかにNEDOに出張成果を報告すること。これら資料の書式等は、NEDOが別途指示する。また、相手国を所管するNEDO海外事務所等がある場合は、現地出張の際、可能な限り、同海外事務所等への連絡・報告・協議を行うこと。
- ⑤ 現地調査やヒアリングについては、NEDO担当者が同行する場合がある。
- ⑥ 万が一、事故・事件等が起きてしまった場合の緊急連絡体制を日頃から整備し、NEDOと共有しておく。
- ⑦ NEDOは、調査委託契約約款に定める各種手続きに関する指示や本仕様書に定める指示以外に、調査委託契約約款第4条第2項に基づき、委託業務の実施に必要な指示をする場合がある。

9. 調査報告への対応

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDOが開催する委員会、中間進捗確認のための報告会、国内及び相手国における調査報告会や現地関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがある。

なお、委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出可能であるが、委託期間終了後については支出できない。

また、JCMプロジェクトとしての活動報告については、委託期間終了後もNEDOの求めに応じ実施すること。

別紙1 実証事業の実施体制

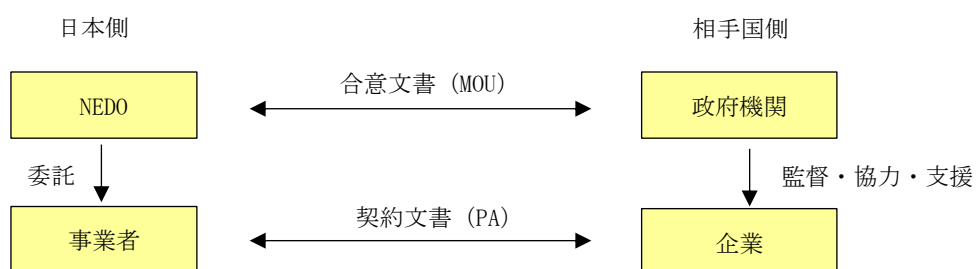


図1：実証事業の実施体制

別紙２ 相手国企業との業務分担（例）

実証事業終了後の事業計画等を踏まえて、実証事業の業務分担を検討すること。

別表１）委託事業者が実証事業の終了時に実証設備・システムを NEDO から譲り受ける場合の業務分担（例）

		費用負担	日本側担当 (委託事業者)	相手国側担当 (相手国企業)
1	実証事業の全体計画	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
2	実証事業の基本計画	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
3	実証設備の詳細設計・製作・調達			
3-1	相手国側で設計・製作・調達が困難な機器 (技術的に事業の核となる機器)	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
3-2	技術的に事業の核となる機器以外	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
4	実証設備（機器）の輸送			
4-1	日本側提供機器の相手国港までの輸送、関税負担	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
4-2	相手国港での機器受け取り、国内輸送・保管	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
5	土木建築工事	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
6	実証設備の据付工事	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
7	試運転・実証試験運転	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
8	J C Mの活用			
8-1	合同委員会の認定を受けるため、J C M 制度活用に関する書類の作成、申請、モニタリング・報告等	NEDO	主体的に実施	日本側へ協力・部分的に実施
8-2	MR Vについて、相手国側が実施する事項について必要な助言、制度活用に係る第三者機関審査・検証等	NEDO	主体的に実施	日本側へ協力・部分的に実施

別表 2) 委託事業者が実証事業の終了時に実証設備・システムを NEDO から譲り受けない
場合の業務分担 (例)

		費用負担	日本側担当 (委託事業者)	相手国側担当 (相手国企業)
1	実証事業の全体計画	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
2	実証事業の基本計画	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
3	実証設備の詳細設計・製作・調達			
3-1	相手国側で設計・製作・調達が困難な機器 (技術的に事業の核となる機器)	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
3-2	技術的に事業の核となる機器以外	相手国	(協力・部分的に実施)	主体的に実施
4	実証設備 (機器) の輸送			
4-1	日本側提供機器の相手国港までの 輸送、関税負担	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
4-2	相手国港での機器受け取り、国内輸 送・保管	相手国	(協力・部分的に実施)	主体的に実施
5	土木建築工事	相手国	日本側提供機器の設置に 必要な助言・指導	主体的に実施
6	実証設備の据付工事	相手国	日本側提供機器の据付要 領の提供等、必要な助言・ 指導	主体的に実施
7	試運転・実証試験運転	相手国	日本側提供機器の試運転 要領の提供等、必要な助 言・指導、メンテナンス	主体的に実施
8	J C Mの活用			
8-1	合同委員会の認定を受けるため、J C M 制度活用に関する書類の作成、申請、モ ニタリング・報告等	NEDO	主体的に実施	日本側へ協力・部分的に 実施
8-2	M R Vについて、相手国側が実施する事 項について必要な助言、制度活用に係る 第三者機関審査・検証等	NEDO	主体的に実施	日本側へ協力・部分的に 実施

仕様書

〇〇〇〇部

1. 件名

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証事業）／～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国名称を記載）（以下「実証事業」という。）

2. 目的

〇〇〇（対象国名称を記載）側と協力しながら、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する～～のための〇〇技術を実証する設備・システムを設置し、実証運転を行いつつ、温室効果ガス排出削減効果の定量化、JCM 手続き等を行う。

3. 対象国

JCM パートナー国である〇〇〇〇（対象国名称を記載）

4. 実証事業の内容

事業化評価において実証事業への移行が妥当と判断された後、NEDO は相手国政府機関との間で合意文書（仮に「MOU(Memorandum of Understanding)」という。）を、委託事業者は相手国企業との間で契約文書（仮に「PA (Project Agreement)」という。）をそれぞれ締結する。その後、委託事業者は NEDO との間で実証事業委託契約を締結した上で、以下の項目を実施する。

（1）契約文書（PA）の締結

別紙 1 に示す実施体制を構築するため、以下の項目を実施する。

- ① 実証事業実施のために相手国企業と PA を締結する。
- ② その他委託事業者と関係者間で必要となる文書を締結する。

（2）実証設備・システムの詳細設計

- ① 実証事業において導入する設備・システムに係る詳細設計
- ② ①に必要な既設設備（本実証事業で費用負担せずに新設される設備を含む）に係る検討
- ③ ①のために必要な実証サイトに関する詳細調査
- ④ 必要に応じて、実証計画や事業計画の見直し

（3）実証設備・システムの調達・製作・輸送

- ① 実証事業に必要な許認可が取得できているか、事業環境に変化がないか等、実証事

業を実施するのに必要な前提条件を踏まえ、実証事業の中止に繋がりにくいリスクとその対応状況について確認を行い、機器の調達・製作について NEDO の了解を得る。

③ 詳細設計に基づき、必要な設備・システムの調達、製作・改造、輸送等を行う。

(4) 実証設備・システムの導入工事・設置・据付・試運転

相手国企業との役割分担に基づき、以下の項目を実施する。

- ① 実証設備・システムの設置のために必要となる土木工事等
- ② 実証設備・システムの設置・据付
- ③ 関連する配線、通信装置の設置等
- ④ 実証設備・システムの調整・試運転

(5) 実証運転

実証設備・システムの運転を行うとともに、以下の項目を実施する。

- ① 運転データの収集とその解析
- ② 実証設備・システム及び既設設備（本実証事業で費用負担をせずに新設される設備を含む）の高効率化等
- ③ モニタリング計画に基づいた測定（1年以上）
- ④ 必要な保守業務

(6) 実証事業の実施に付随して必要な税務対応

実証設計期間中に実施した「実証事業の実施において、実施国で課税対象となる税及び必要な手続き等の詳細調査」の結果を踏まえて NEDO と確認した税務対応方針に基づき、実証期間中に相手国において NEDO が直接負担する税務手続き等を実施する。

(7) 普及のための活動

実証技術・システムの普及展開を図るため、〇〇〇〇（対象国名称を記載）又は周辺国／地域を対象に、相手国政府機関・企業とともに以下の活動を実施し、実証事業の成果を日本の国際貢献として幅広く広報する。

- ① セミナー及びサイト見学会の開催、展示会への出展
- ② 論文、専門誌への投稿等による成果の発表等
- ③ 人材育成（日本の専門家派遣及び研修の実施又は対象国の技術者・政府関係者の招聘及び研修の実施）
- ④ その他普及展開に資する活動のうち NEDO が認めるもの

(8) JCM クレジット取得に係る取組・手続き等

実証事業における温室効果ガス排出削減量を定量化し、また、JCM のプロジェクトサイクルの必要な手続きを履行して JCM クレジットを取得するために以下を実施する。

- ① 定量化に必要な手法の開発、デフォルト値の設定等を行い、JCM 方法論案を最終化する。
- ② 対象国の JCM ガイドラインに従って、PIN 提出手続きが正式に導入されている対象国については合同委員会による異議無しの確認、JCM 方法論案の提出と合同委員会による承認取得、Project Design Document (PDD) の作成と合同委員会による登録、第三者機関による検証、関係者会議 (Local Stakeholder Consultation)、各 JCM のプロジェクトサイクルに係る必要な手続き (相手国企業や JCM 事務局等との協議や協力支援を含む) を行う。
- ③ 実証事業のモニタリング結果を踏まえて温室効果ガス排出削減量を算出し、モニタリングレポートの作成、第三者機関による検証等の JCM 手続きを行い、クレジット発行申請書(*)を作成する。

(*)クレジット配分案については、相手国企業と合意した後に NEDO の確認を得ること。

なお、日本国と相手国の合同委員会において整備されている各種規則、ガイドライン類、方法論等が事業期間中に策定・変更された場合には、NEDO の指示に従うこと。

(9) 適用技術の普及可能性の検討

普及拡大のための事業戦略及び事業の収益性に関する記述 (事業化評価で NEDO に提出した提案書の記述) を最新の状況に更新する。また、実証設計で試算した普及展開期間の温室効果ガス排出削減効果等について実証運転の結果を踏まえて更新する。

- ① 事業戦略 (市場分析・競合分析・事業体制・リスク分析・資金調達)
- ② 事業収益性 (売上額・営業利益額・投資採算性)
- ③ 実証事業終了後の普及展開期間の温室効果ガス排出削減効果

(10) リスクマネジメント

事業化評価の際に策定・提出した国際実証におけるリスクマネジメントガイドラインに基づくリスク管理シートにおける対応計画を着実に実行するとともに、最新状況に更新する。その内容に重要な変更がある場合は NEDO に事業の進捗状況を報告する際にリスク管理シートを提出する。

5. 事業期間

事業期間は、NEDO が指定する日から原則 3 年以内とする。

ただし、2026 年 4 月現在、本事業の基本計画の有効期間は 2027 年度末までであり、2028

年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とする。

6. 予算額

1 件当たり原則 1,000 百万円以内（税込）

7. 中間年報・成果報告書

委託事業の期間は毎年度末に中間年報、事業終了後に成果報告書を提出するものとする。

各報告書は、公募時に示す各種契約書及び契約約款等に基づき、NEDO の判断で対外的に公表する場合がある。

（1） 中間年報

提出期限：翌事業年度の 5 月 31 日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 中間年報本文（PDF ファイル形式とワードファイル形式）

② 英文要約書のテキストファイル

（2） 成果報告書

提出期限：委託業務の完了した日の翌日から 61 日以内

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文要約書（テキストファイル形式）

② 英文要約書（テキストファイル形式：①の英訳版）

③ 和文成果報告書本文（PDF ファイル形式）（*）

④ 和文成果報告書概要（パワーポイントファイル形式）

⑤ 英文成果報告書概要（パワーポイントファイル形式：④の英訳版）

（*）相手国政府機関に成果を説明するため、必要に応じて成果報告書の英訳版を作成する。日本語の成果報告書の全訳である必要はなく、別途、NEDO が指示する。

（3） JCM に関する報告書

7.（1）、（2）に示す報告書以外に、JCM クレジット取得に係る取組として作成・使用した方法論、PDD、モニタリングレポート、第三者機関のバリデーションレポート及びベリフィケーションレポート等を提出（原本の提出が困難な場合は写しで可）すること。

（4） 中間年報・成果報告書作成に当たっての注意点

① 引用情報等については出典を明記するとともに、入手した英文資料のうち重要なも

のは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せて URL を明記すること。

- ② 報告書には、可能な限り客観的・定量的なデータによる裏付けも含めて記載すること。
- ③ 聞き取り調査及び現地調査については、日時、場所、調査対象者（氏名、役職名）、調査結果の詳細を含めて記載すること。
- ④ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルファイルにて提出）。
- ⑤ 本事業を通じて入手したデータその他の原本について、NEDO から提出の依頼があった場合は提出すること。
- ⑥ 報告形式の詳細は NEDO ホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」（<https://www.nedo.go.jp/content/100945227.pdf>）を参照のこと。
- ⑦ 報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断される場合には、委託事業者からの申し出に基づき委託事業者と NEDO との協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。ただし、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託事業者と NEDO との協議により指定された秘匿すべき情報については、報告書とは別にこれに関する資料を PDF ファイルにて提出すること。
- ⑧ 成果報告書は、成果物として提出する前に、原則 1 か月前までに NEDO へドラフト版を提出すること。

8. 実施方法

- ① 対象国の選定については、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除く。ただし、事業の開始後にレベル 2 以上に引き上げられた場合で、レベル 1 以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合がある。
- ② 文献やインターネット等を用いた調査に加え、複数回の現地関係者へのヒアリング、ディスカッション、現地調査等により実施すること。
- ③ 実施に当たっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDO の指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について、定期的（月 1 回程度を基準とするが、NEDO 担当者との間で実施状況に応じて決定）に NEDO への報告・打ち合わせを行うこと。NEDO への報告資料については、原則として日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、原則、終了後すみやかに打ち合わせ議事録を作成し、提出すること。
- ④ 現地出張の際は、現地の安全情報を確実に確認の上、事前に出張対処方針を作成し NEDO と十分協議すること。なお、外務省の海外安全情報でレベル 2 以上に指定され

た場合には、原則として出張を中止する。出張後、すみやかに NEDO に出張成果を報告すること。これら資料の書式等は、NEDO が別途指示する。また、相手国を所管する NEDO 海外事務所等がある場合は、現地出張の際、可能な限り、同海外事務所等への連絡・報告・協議を行うこと。

- ⑤ 現地調査やヒアリングについては、NEDO 担当者が同行する場合がある。
- ⑥ 万が一、事故・事件等が起きてしまった場合の緊急連絡体制を日頃から整備し、NEDO と共有しておく。
- ⑦ NEDO は、実証委託契約約款に定める各種手続きに関する指示や本仕様書に定める指示以外に、実証事業委託契約約款第 5 条第 3 項に基づき、委託業務の実施に必要な指示をする場合がある。

9. 成果報告への対応

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDO が開催する委員会、中間進捗確認のための報告会、国内及び相手国における成果報告会や現地関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがある（委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出）。

JCM プロジェクトとしての活動報告については、委託期間終了後も NEDO の求めに応じ実施すること。

10. 終了時評価及び追跡調査への対応

実証事業の実施期間の終了後に、終了時評価、事業化の状況、温室効果ガス排出削減量等の追跡調査（原則 5 年後までの状況を調査（6 年間の調査））を実施し、委託事業者は関連する資料の作成や委員会への出席、調査への回答などにつき NEDO に協力すること。なお、終了時評価については、NEDO が認めた場合に、実証事業の実施期間に行う場合がある。

実証事業の実施期間の終了後の終了時評価及び追跡調査に関する必要な費用は、委託事業者にて負担すること。

別紙 1 実証事業の実施体制

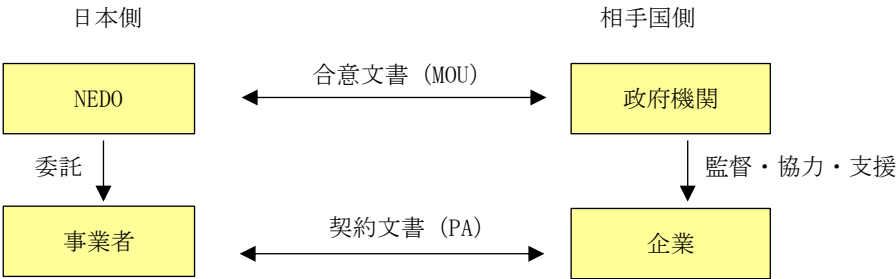


図 1：実証事業の実施体制

仕様書

〇〇〇〇部

1. 件名

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（定量化フォローアップ事業）／～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国名称を記載）

2. 目的

～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国名称を記載）で対象とした技術・システムによる温室効果ガス排出削減効果について、MRV（Measurement, Reporting and Verification）等を実施することで JCM クレジットの獲得を図るとともに、当該技術・システムの普及に係る活動を継続する。

3. 対象国

JCM パートナー国である〇〇〇〇（対象国名称を記載）
ただし、普及に係る活動については、上記実証事業実施国以外での実施も可とする。

4. 定量化フォローアップ事業実施内容

以下の内容に従って実施計画書を作成し、それに基づき定量化フォローアップ事業を実施する。

（1） JCM クレジット取得に係る取組・手続き等

実証事業で導入した技術・システムにおける温室効果ガス排出削減効果を定量化し、また、JCM のプロジェクトサイクルの必要な手続きを履行して JCM クレジットを取得するために、以下を実施する。

- ① 実証事業の結果や JCM ガイドライン等の改訂を踏まえて、必要に応じ、方法論、プロジェクト登録内容等の変更を行う。
- ② 実証事業に引き続き、定量化フォローアップ事業期間中もモニタリングを継続する。
- ③ ②のモニタリング結果を踏まえて、本事業期間の温室効果ガス排出削減量を算出し、モニタリングレポートの作成、第三者機関による検証、クレジット発行申請書（*）の作成、各 JCM のプロジェクトサイクルに係る必要な手続き（相手国企業や JCM 事務局等との協議及び協力支援を含む）を行う。

（*）クレジット配分案は、相手国企業と合意した後に NEDO の確認を得ること。

日本国と相手国の合同委員会において整備されている各種規則、ガイドライン類等が事業期間中に策定・変更された場合には、NEDO の指示に従うこと。

(2) 普及のための活動

実証事業で導入した技術・システムの普及展開を図るため、実証事業実施国又は周辺国／地域を対象に、相手国政府機関・企業とともに以下の活動を実施し、実証事業の成果を日本の国際貢献として幅広く広報する。

- ① セミナー及びサイト見学会の開催、展示会への出展
- ② 論文、専門誌への投稿等による成果の発表等
- ③ 人材育成（日本の専門家派遣及び研修の実施又は対象国の技術者・政府関係者の招聘及び研修の実施）
- ④ 普及候補先に対するコンサルティングの実施（省エネ診断等）
- ⑤ 普及候補先向けの具体的な導入効果を示すデータ取得支援
- ⑥ 普及を後押しする政府の政策策定（規制、マスタープラン等）に向けた提言

5. 事業期間

事業期間は、NEDO が指定する日から原則 2 年

とする。ただし、2026 年 4 月現在、本事業の基本計画の有効期間は 2027 年度末までであり、2028 年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とする。

6. 予算額

1 件当たり原則 20 百万円以内（税込）とする。

7. 中間調査報告書・調査報告書

事業期間中は、毎年度末に中間年報、事業終了時に調査報告書を提出するものとする。

各報告書は、公募時に示す各種契約書及び契約約款等に基づき、原則として公表する。

(1) 中間調査報告書

提出期限：毎年度末日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 中間調査報告書本文（PDF ファイル形式）

② 英文要約書のテキストファイル

(2) 調査報告書

提出期限：委託契約期間終了日（原則として提出期限 1 か月前にドラフト版を提出する

こと。)

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文要約書（テキストファイル形式）

② 英文要約書（テキストファイル形式：①の英訳版）

③ 和文調査報告書本文（PDF ファイル形式）（*）

④ 和文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式）

⑤ 英文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式：④の英訳版）

（*）相手国政府機関に成果を説明するため、必要に応じて③成果報告書本文の英訳版を作成する。日本語の成果報告書の全訳である必要はなく、別途、NEDO が指示する。

（３） JCM に関する報告書

7.（１）、（２）に示す報告書以外に、JCM クレジット取得に係る取組として作成・使用した方法論、PDD、モニタリングレポート、第三者機関のバリデーションレポート及びベリフィケーションレポート等を提出（原本の提出が困難な場合は写しで可）すること。

（４） 中間調査報告書・調査報告書等作成に当たっての注意点

- ① 引用情報等については出典を明記するとともに、入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せてURLを明記すること。
- ② 報告書には、可能な限り客観的・定量的なデータによる裏付けも含めて記載すること。
- ③ 聞き取り調査及び現地調査については、日時、場所、調査対象者（氏名、役職名）、調査結果の詳細を含めて記載すること。
- ④ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルファイルにて提出）。
- ⑤ 本事業を通じて入手したデータその他の原本について、NEDO から提出の依頼があった場合は提出すること。
- ⑥ 報告形式の詳細は NEDO ホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」(<https://www.nedo.go.jp/content/100945227.pdf>) を参照のこと。
- ⑦ 報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断される場合には、委託事業者からの申し出に基づき委託事業者と NEDO との協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。ただし、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託事業者と NEDO との協議により指定された秘匿すべき情報については、報告書とは別にこれに関する資料を PDF ファイルにて提出すること。

- ⑧ 調査報告書は、成果物として提出する前に、原則 1 か月前までに NEDO ヘドラフト版を提出すること。

8. 実施方法

- ① 対象国の選定については、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除く。ただし、事業の開始後にレベル 2 以上に引き上げられた場合で、レベル 1 以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合がある。
- ② 文献やインターネット等を用いた調査に加え、複数回の現地関係者へのヒアリング、ディスカッション、現地調査等により実施すること。
- ③ 実施に当たっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDO の指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について、定期的（月 1 回程度を基準とするが、NEDO 担当者との間で実施状況に応じて決定）に NEDO への報告・打ち合わせを行うこと。NEDO への報告資料については、原則として日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、原則、終了後すみやかに打ち合わせ議事録を作成し、提出すること。
- ④ 現地出張の際は、現地の安全情報を確実に確認の上、事前に出張対処方針を作成し NEDO と十分協議すること。なお、外務省の海外安全情報でレベル 2 以上に指定された場合には、原則として出張を中止する。出張後、すみやかに NEDO に出張成果を報告すること。これら資料の書式等は、NEDO が別途指示する。また、相手国を所管する NEDO 海外事務所等がある場合は、現地出張の際、可能な限り、同海外事務所等への連絡・報告・協議を行うこと。
- ⑤ 現地調査やヒアリングについては、NEDO 担当者が同行する場合がある。
- ⑥ 万が一、事故・事件等が起きてしまった場合の緊急連絡体制を日頃から整備し、NEDO と共有しておく。
- ⑦ NEDO は、調査委託契約約款に定める各種手続きに関する指示や本仕様書に定める指示以外に、調査委託契約約款第 4 条第 2 項に基づき、委託業務の実施に必要な指示をする場合がある。

9. 調査報告への対応

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDO が開催する委員会、中間進捗確認のための報告会、国内及び相手国における調査報告会や現地関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがある（委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出）。